

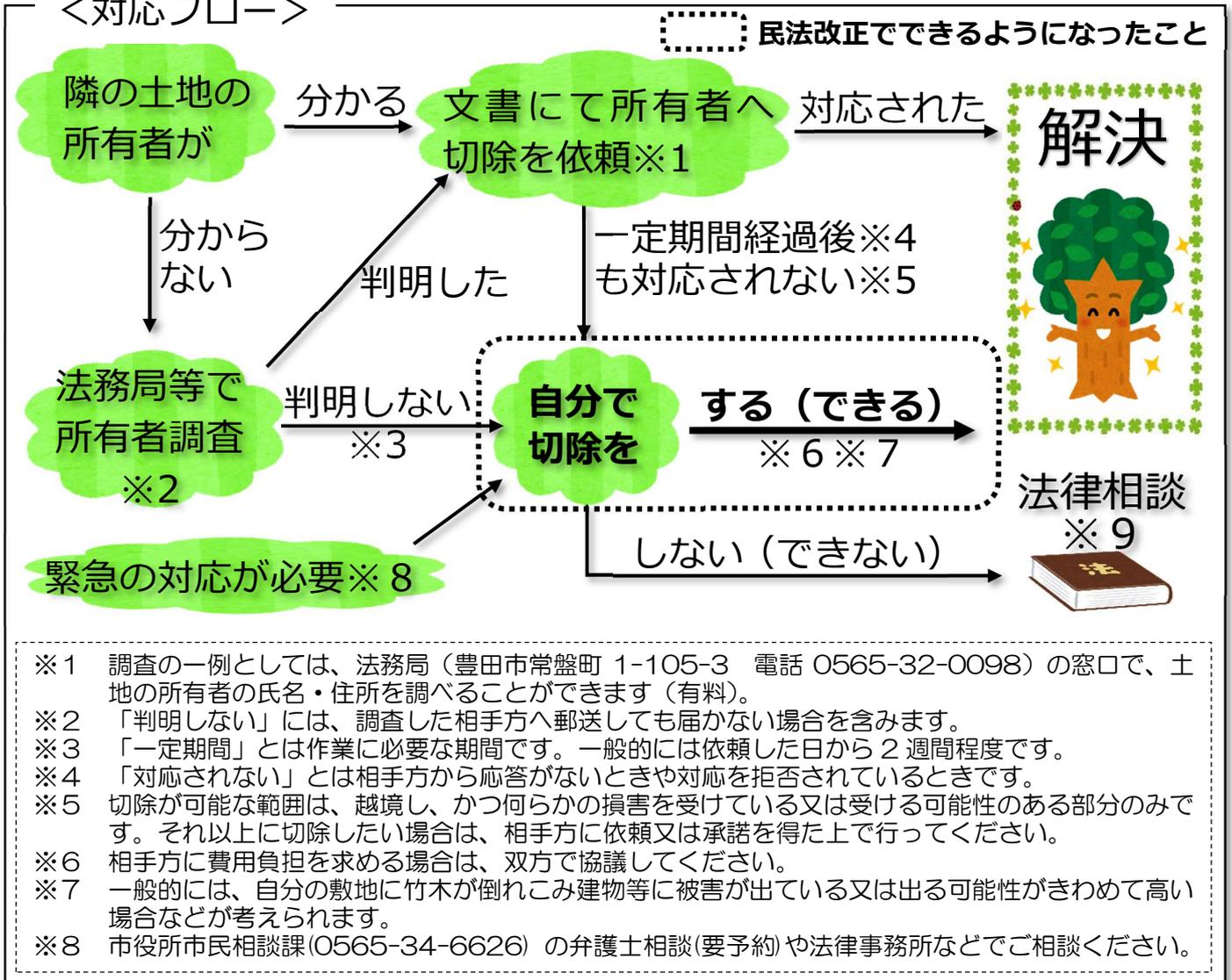


隣地の竹木の枝の越境にお困りの方へ



■基本的には相手方に依頼又は承諾を得た上で切除するようにしてください。ただし、民法改正により一定の条件を満たせば、自分で越境している枝の切除も可能となりました。次のフローを参考に対応してください。

<対応フロー>



※民地間の竹木の枝の越境に関しては、民事上の問題となるため、行政に切除や指導等の権限はありません。

～民法改正（第233条）について～

これまでの民法では、越境した隣地の木の枝をその所有者が切除しない場合には、訴訟を提起し強制執行の手続きをとるほかはありませんでしたが、令和5年4月1日施行の民法改正により次のいずれかの条件を満たせば、枝を自ら切除することができるようになりました。

- ① 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき